

(1) 玄関



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者の負担にて修繕等をお願いします。

例：日常的な手入れ（ビス・ネジ締め、油差し、清掃等）を怠ったことや、通常の使用方法（ドア本体と枠に物を挟む、水を使用しての清掃等）に反する使用等による不具合

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
玄関ドア	①扉、枠 ②ドアクローザー ③錠、ドアチェーン、スコープ ④郵便受け ⑤蝶番、ノブ、その他付属品	○ ○ ○ ○ ○	○	調整は入居者負担
下駄箱 吊戸棚 手すり	⑥戸・棚板 ⑥戸車 ⑦手すり	○	○ ○	調整含む
電気	⑧分電盤 ⑨照明器具(県が取付けたもの) ⑨電球、蛍光管、グローランプ ⑩スイッチ	○ ○ ○	○	

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 床の部分的なキズ・剥がれ等の修繕は行いません。